廃棄物の無許可営業と 排出者責任

産業廃棄物処理業経営塾OB会 東日本Aブロック

なぜ、排出者責任が問われるのか?

排出事業者は、その産業廃棄物を自らの責任において適正に 処理しなければならないこととされております。(法第3条第1 項、法第11条第1項)

ただし、自ら処理することができない場合は、知事の許可を 持った産業廃棄物処理業者に委託して処理する方法がありま す。(法第12条第5項)

また、排出事業者は、産業廃棄物の処理を委託する場合、処理状況の確認を行うとともに、最終処分が終了するまでの一連の処理が適正に行われるために必要な措置を講じるよう努めなければなりません。(法第12条第7項)

しかし、実際のところ・・・。

・排出事業者において、廃棄物の処理について(廃棄物管理票の運用など)理解が乏しい。且つ、違反だったとしても何が違反だったのかさえわからない。

安く処理することが出来れば、特に問題がないと考える排出 事業者がいる。

・商機を逃すまいと多少のことは目をつぶろうとする処理業者 もいるのではないかと思われる。

<u>ここをクリックしてムービーを再生します:動画(1)(18.788MB: 1分57秒)</u>



ここから見える問題点とは・・・?

特別管理産業廃棄物処分業の許可がないにも関わらず、廃棄物を委託しようとしている。

・廃酸については、pH2.0以下については特別管理産業廃棄物扱いとなる。

<u>ここをクリックしてムービーを再生します:動画(2) (11.561MB: 1分57秒)</u>



まず、処分業者の下した判断は・・・?

- ・実際に簡易分析したところ、pH2.0以下の特別管理産業廃棄物であった。
- •しかし、営業サイドとしては処分に際して、契約締結を迫られている状況である。

・常務の判断としては、設備不良への恐れもそうであるが、まずは特別管理産業廃棄物処分業の許可がないことを理由に、 排出事業者へ受入処分ができないと判断した。

<u>ここをクリックしてムービーを再生します:動画(3)(5.740MB:35秒)</u>



結局、処分業者の下した判断は・・・?

- ・スポット契約(基本的に1度きりもしくは短期間の契約)のため、 とりあえずは処分を受託。
- ・処分の業務にあたるスタッフに対して、便宜供与することでまとめてしまう。

何かあれば、部下に対し責任を押し付けた。

<u>ここをクリックしてムービーを再生します:動画(4)(11.592MB: 1分12秒)</u>



排出事業者が処分業者に対して・・・。

・処分業者の営業担当は、それでも特別管理産業廃棄物扱いとすることと、料金の値上げについて排出事業者へ交渉する。

・しかし、排出事業者は本来契約書の作成等処分業者に対し 事前情報等提供を行わなくてはいけないが、処分業者へ丸投 げしてしまう。

<u>ここをクリックしてムービーを再生します:動画(5)(4.952MB: 27秒)</u>



何が起きたのか・・・?

・処分中に、近所の住民からいつもと違う匂いがするため、何かあると思い警察へ通報してしまった。

・したがって、本来特別管理産業廃棄物で扱わなくてはいけない廃酸を処分していることが、判明してしまった・・・。

その後について・・・。

・排出事業者は、廃棄物処理法の委託基準違反で罰則を受けた。 た。

・処分業者についても、無許可営業で罰則を受けた。

廃棄物を適正に処理するために・・・。

・処理委託できる相手かどうかを確認すること。

産業廃棄物の処理ができるものは廃棄物処理法で限られています。大部分の事業者は許可業者に処理委託をすることになりますが、その際には、 委託する相手が処理委託する廃棄物を扱えるかどうかを確認しなくてはなりません。

委託する前には、許可業者の許可証を確認するのは勿論のこと、実際に業者から詳しい話を聞いたり施設見学などをして、信頼できる相手かどうかを確認してください。

なお、廃棄物処理法の改正により、平成23年4月1日から、排出事業者は 産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、産業廃棄物の処理の状 況に関する確認を行い、産業廃棄物の発生から処理が終了するまでの一 連の工程が適正に行われるよう措置を講ずることが努力義務として規定されました。(廃棄物処理法第12条第7項)

- 委託料金が処理に見合った費用か確認すること。

処理費用が安価であればいいというものではありません。廃棄物の処理にはそれ相当の費用がかかります。処理料金を抑えることだけを優先して、不当に安価な業者に委託した結果、委託した廃棄物が不法投棄され、委託した業者は倒産して連絡がとれず、最終的に事業者責任となって排出事業者が不法投棄の撤去費用を払うことになったケースもあります。 廃棄物を適正に処理するためにも、料金が処理に見合った費用かどうかを確認してください。

結びに・・・。

・排出事業者は、排出する廃棄物に対して法律及び条令等に 従い、適正に処理を行う。

・処分業者についても、処分を受託しようとする廃棄物の情報 を明確にすることや、排出事業者に対しても最終処分が終了 するまで、適確に状況を把握することが重要である。

ご清聴ありがとうございました。